

ふくしま地域プランナー派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふくしま地域プランナー(以下、「プランナー」という。)の派遣、謝金及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(プランナーの派遣)

第2条 プランナーは、地域支援検証委員会が選定した重点支援対象者が「元気なふくしまの農山漁村 経営発展プラン」を策定するための支援を実施することとし、ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンターの依頼によって派遣されることとし、1年度中に10回以上派遣する。

2 前項の規定にかかわらず、地域支援検証委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(謝金の支給)

第3条 プランナーの派遣にあたり謝金を支給するものとし、その金額は、1回当たりの日額を55,000円(消費税を含む。)とする。

2 謝金が発生する時間は、支援日における支援先との面談に限るものとし、支援日以外の面談、支援先への往復時間や食事・休憩時間、その他プランナーの自宅・事務所にて行った支援に付随する業務の時間等は含まないものとする。

(旅費の支給)

第4条 プランナーを派遣した場合、福島県の規定に準じて旅費を支給する。ただし、他の者から派遣費用の一部を支給された場合には、当該支給額を差し引いた残余の額を支給するものとし、他の者から派遣費用の全額を支給された場合には、旅費は支給しないものとする。

2 高速道路、駐車場を利用した場合は、実費を支給する。なお、支給にあたっては金額のわかる根拠書類(領収書等)を添付するものとし、添付がない場合は利用額を支給しない。

(謝金及び旅費の支給方法)

第5条 この要綱に基づく謝金及び旅費は、プランナーからの請求書に基づき、口座振込の方法により支給することとする。

2 前項の規定により支給する場合を除き、謝金及び旅費の支給にあたっては、後日係争が生じないよう、領収印を徴するなど、受領確認を厳に行うものとする。

3 プランナー派遣に要する謝金、旅費については、県からふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンターに業務委託する委託料により執行する。これ以外の費用が発生する場合は、派遣を受ける農林漁業者等の負担とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年9月15日から実施する。

附則 この要綱は、令和3年5月27日から実施する。

附則 この要綱は、令和4年5月 9日から実施する。